消費者特別基金の設置、管理及び支出に関する規則

(平成二十一年三月十八日規則第百四十一号)

(設置の目的)

第一条 日本弁護士連合会 (以下「本会」という。) の消費 題に関連する諸活動に充てるため、消費者特別基金(以 者被害の予防、救済のための活動その他本会の消費者問

下「基金」という。)を設置する。

(会計)

第二条 基金の会計は、特別会計とし、その年度は本会計

1 -

に準じる。

(収入)

第三条 本会は、次に掲げる収入を基金として積み立てる。

本会会員の寄附金

本会会員以外からの寄附金

本基金から生ずる利息等の益金

2 前項第二号の寄附金を受入れるときは、 消費者問題対

策委員会の承認を得なければならない

(管理者)

第四条 基金は、 本会の会長が管理する。

(管理方法)

利な方法により保管しなければならない。

第五条 基金は、金融機関への預託その他最も確実かつ有

(支出)

第六条 基金は、消費者被害の予防又は救済のために、 急の必要があるとき又は特別の必要があるときに支出す

(支出の手続)

第七条 会長は、基金の支出の可否について、あらかじめ、 消費者問題対策委員会の意見を聴かなければならない。

2 尊重するものとする。 前項の場合、会長は、消費者問題対策委員会の意見を

3 なければならない。 会長は、基金の支出について、経理委員会の承認を得

則

- この規則は、平成二十一年三月十八日から施行する。
- 2 消費者特別基金設置要綱 (昭和六十二年七月十七日理

事会承認)は、廃止する。

3 存続するものとする。 の規定に基づく消費者特別基金特別会計は、この規則第 二条の消費者特別基金特別会計となり、同一性をもって この規則施行の際、廃止前の消費者特別基金設置要綱